

# 特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜市都筑区せせらぎ公園内にある歴史的建造物「文化体験施設（古民家）」について、これまでの経過を踏まえながら、持続可能な運営のもと、地域住民の手で守り、親しみながら活用していくことを目的とする。

古民家を拠点に伝統的な年中行事や昔遊びを企画し、子どもから大人までが日本の文化に触れられる機会をつくる。また、地域の人々が集い、交流し、憩える場として古民家を開き、世代を超えてつながりを育むことを目指す。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条

1 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①古民家を地域住民とともに大切にし、文化活動の場として活用する事業
- ②伝統的な年中行事の企画・運営に関する事業
- ③地域住民との交流促進に関する事業
- ④子ども向け文化体験活動の実施に関する事業
- ⑤地域団体との連携による共同事業

(2) その他の事業

- ①イベント時における飲食物および手作り品等の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

#### 第7条

- 1 入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がこの法人に抛出した金品は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

#### 第12条

- 1 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上20人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

#### 第13条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によって選任する。

(職務)

#### 第14条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

#### 第15条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

#### 第17条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第21条

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条

- 1 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

#### 第 27 条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ  
る場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記  
名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を  
したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した  
議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法を  
もって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

#### 第 31 条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日  
以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 20 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 34 条

- 1 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 33 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 36 条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条

- 1 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条

- 1 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。
- 2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 52 条

- 1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 中野 義彦

副理事長	足立 亜矢子
同	前田 和彦
同	清水 良祐
同	筒井 敏之
理事	安達 健一
同	清水 佳子
同	大野 忠義
同	土田 輝夫
同	外側 弘之
同	永田 美香
同	中野 喜久子
同	尾東 ひろみ
同	福嶋 澄信
同	山田 馨
同	川上 博
同	柏木 和人
同	菅原 聡
監事	木村 博子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジンセセラギコウエンコミンカホゾンカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	ナカノ ヨシヒコ 中野 義彦		無	理事長
理事	アダチ アヤコ 足立 亜矢子		無	副理事長
理事	マエダ カズヒコ 前田 和彦		無	副理事長
理事	シミズ リョウスケ 清水 良祐		無	副理事長
理事	ツツイ トシユキ 筒井 敏之		無	副理事長
理事	アダチ ケンイチ 安達 健一		無	
理事	シミズ ケノコ 清水 佳子		無	
理事	オオノ クダヨシ 大野 忠義		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジンセセラギコウエンコミンカホゾンカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	ツチダ テルオ 土田 輝夫		無	
理事	トガワ ヒロユキ 外側 弘之		無	
理事	ナガタ ミカ 永田 美香		無	
理事	ナカノ キク子 中野 喜久子		無	
理事	ヒトウ ヒロミ 尾東 ひろみ		無	
理事	フクシマ キヨノブ 福嶋 澄信		無	
理事	ヤマダ カネリ 山田 馨		無	
理事	カワカミ ヒロシ 川上 博		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジンセセラギコウエンコミンカホゾンカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	カンワギ カズヒト 柏木 和人		無	
理事	スガワラ サトシ 菅原 聡		無	
監事	キムラ ヒロコ 木村 博子		無	

- ◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。
- ◇ 親族規定の考え方
- 役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。
- 役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。
- （※）三親等以内の親族
- 父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）
- ◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

# 設 立 趣 旨 書

## 1. 法人の名称

特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

## 2. 設立の趣旨

地域行事やボランティア活動の際にせせらぎ公園古民家の再開を望む声に触れることが多かった。そこで、これまで地域行事やボランティア活動に取り組んできた町内会・自治会・おやじの会・学校地域コーディネーター等の地域有志により任意団体として「せせらぎ公園古民家保存会」を組織した。2023年には市と協議のうえ都市公園法制定150周年記念事業に応募し、2024年1月には体験餅つき大会を開催、多くの来訪者から古民家再開への期待が寄せられた。その後も連合町内会との共催によりイベントを実施し、市と協議のうえ限定的ながら古民家の開館を継続している。こうした取り組みの中で、餅つき、ひな祭り、端午の節句、七夕などの伝統的な年中行事や昔遊びを企画し、地域住民が気軽に集い、交流し、憩える場をつくることで、地域の文化的な魅力を高め、伝統文化の継承、地域住民の交流促進、子どもたちの「ふるさとづくり」に寄与してきた。

これらの活動を基盤として、任意団体である「せせらぎ公園古民家保存会」を前身とし、特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会を設立することにした。

この法人は、横浜市都筑区せせらぎ公園内にある歴史的建造物「文化体験施設（古民家）」について、これまでの経過を踏まえながら、持続可能な運営のもと、地域住民の手で守り、親しみながら活用していくことを目的とする。また、古民家を拠点に伝統的な年中行事や昔遊びを企画し、子どもから大人までが日本の文化に触れられる機会をつくる。また、地域の人々が集い、交流し、憩える場として古民家を開き、世代を超えてつながりを育むことを目指す。

## 3. 活動の内容（予定）

この法人は上記の目的を踏まえ、次の活動を行う。

「学術・文化・芸術又はスポーツの振興」「地域安全」「まちづくりの推進」「社会教育の推進」「環境の保全」の五つの特定非営利活動を行う。

また、目的を達成するため、次の事業を行う。

### 1 (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①古民家を地域住民とともに大切にし、文化活動の場として活用する事業
- ②伝統的な年中行事の企画・運営に関する事業
- ③地域住民との交流促進に関する事業
- ④子ども向け文化体験活動の実施に関する事業
- ⑤地域団体との連携による共同事業

### (2) その他の事業

- ①イベント時における飲食物および手作り品等の販売事業

2 1(2)に掲げる事業は、1(1)に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは1(1)に掲げる事業に充てるものとする。

## 4. 法人設立の必要性

任意団体せせらぎ公園古民家保存会は、これまで地域行事やボランティア活動を中心に活動してきたが、古民家の保全・活用を持続的に進め、行政・地域団体との協働を強化し、助成金・寄付金の受け入れ体制を整えるためには、法人格の取得が不可欠である。

法人格には一般社団法人など複数の選択肢があるが、任意団体せせらぎ公園古民家保存会の活動は営利を目的とせず、地域住民が主体となって伝統文化の継承や地域交流の促進といった公益性の高い社会的活動を中心としている。そのため、活動の趣旨に最も適合し、透明性・公益性の確保が求められる特定非営利活動法人（NPO法人）を選択することが適切であると判断した。

特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会として法人化することで、会計の透明性を高め、行政との協働をより確実なものとし、安定した運営基盤を確立することができる。これにより、

地域に根ざした活動を持続的に展開していく体制が整う。

2025年12月25日

法人の名称 特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

設立代表者 中野 義彦

## 2026年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

### 1 事業活動方針

2026年度は、年間を通じて季節行事を中心とした体験型イベントを開催し、地域の子どもや高齢者を含む多世代が集える場を提供する。また、イベント収益を活用して、ボランティアスタッフの活動支援（交通費・弁当代）を行い、地域の力を活かした継続的な活動を続ける。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 古民家を地域住民とともに大切にし、文化活動の場として活用する事業

###### ア 七夕祭りの準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2026年7月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約400人
- ・支出見込額 4,000円

###### イ 秋祭りの準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2026年10月中旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約400人
- ・支出見込額 4,000円

###### ウ 体験餅つき大会の準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2027年1月中旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～15人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民 約700人
- ・支出見込額 4,000円

###### エ ひな祭りの準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2027年3月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約400人
- ・支出見込額 4,000円

##### ② 伝統的な年中行事の企画・運営に関する事業

###### ア 七夕祭りに関する事業

- ・内 容 七夕飾り展示、短冊飾り、昔遊び、折り紙工作、演奏会、折り紙工作
- ・日 時 2026年7月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約400人

- ・支出見込額 33,000 円
- イ 秋祭りに関する事業
  - ・内 容 秋に関する展示、スタンプラリー、昔遊び、折り紙工作、演奏会
  - ・日 時 2026 年 10 月中旬
  - ・場 所 せせらぎ公園古民家
  - ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
  - ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 400 人
  - ・支出見込額 35,000 円
- ウ 体験餅つき大会に関する事業
  - ・内 容 正月飾りの展示、餅つき体験、昔遊び、折り紙工作、演奏会
  - ・日 時 2027 年 1 月中旬
  - ・場 所 せせらぎ公園古民家
  - ・従事者人員 5～15 人（ボランティア含む）
  - ・受益対象者 地域住民 約 700 人
  - ・支出見込額 28,000 円
- エ ひな祭りに関する事業
  - ・内 容 ひな人形などの展示、昔遊び、折り紙工作、演奏会
  - ・日 時 2027 年 3 月上旬
  - ・場 所 せせらぎ公園古民家
  - ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
  - ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 400 人
  - ・支出見込額 32,000 円
- ③ 地域住民との交流促進に関する事業
  - ・内 容 昔遊び体験、演奏会、地域交流イベント
  - ・日 時 上記の（１）②の事業と同時に行う
  - ・場 所 せせらぎ公園古民家
  - ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
  - ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（１）②の事業と同じ
  - ・支出見込額 50,000 円
- ④ 子ども向け文化体験活動の実施に関する事業
  - ・内 容 自然素材を活用した創作ワークショップ等（有料体験事業を含む）  
竹細工体験、折り紙工作、ドングリや枝を使った飾りづくり
  - ・日 時 上記の（１）②の事業と同時に行う
  - ・場 所 せせらぎ公園古民家
  - ・従事者人員 2～3 人（ボランティア含む）
  - ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（１）②の事業と同じ
  - ・支出見込額 48,000 円
- ⑤ 地域団体との連携による共同事業
  - ・内 容 連合町内会等との共催イベント等
  - ・日 時 上記の（１）②の事業と同時に行う
  - ・場 所 せせらぎ公園古民家
  - ・従事者人員 1～3 人（ボランティア含む）
  - ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（１）②の事業と同じ
  - ・支出見込額 10,000 円

## (2) その他の事業

- ① イベント時における飲食物および手作り品等の販売事業

- ・内 容 イベント時における飲食物および手作り品等の販売等事業
- ・日 時 上記の(1)②の事業と同時に行う
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5~10人(ボランティア含む)
- ・受益対象者 来園者(主に地域住民) 上記の(1)②の事業と同じ
- ・支出見込額 170,000円

### 3. 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 通常総会：年1回開催、理事会：必要に応じ開催

\*公園を活用するため、イベント実施に当たり、必要な協議を市と行います。

## 2027年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人せせらぎ公園古民家保存会

### 1 事業活動方針

2027年度も、2026年度に引き続きボランティア主体による活動体制を継続し、地域住民とともに古民家を楽しみ、文化活動の場として広げていく。年間を通じて季節行事を中心とした体験型イベントを実施し、子どもから高齢者まで多世代が参加できる交流の場を提供する。また、収益事業・助成金・寄付金を活用して、イベント運営に関わるボランティアスタッフの活動支援（交通費・弁当代など）を行い、地域の力を活かした持続的な活動を目指す。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 古民家を地域住民とともに大切にし、文化活動の場として活用する事業

###### ア こども祭り（端午の節句）の準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2027年5月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約500人
- ・支出見込額 4,000円

###### イ 七夕祭りの準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2027年7月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約400人
- ・支出見込額 4,000円

###### ウ 秋祭りの準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2027年10月中旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約400人
- ・支出見込額 4,000円

###### エ 体験餅つき大会の準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2028年1月中旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～15人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民 約700人
- ・支出見込額 4,000円

###### オ ひな祭り準備に関する事業

- ・内 容 民家の清掃、演奏会準備、展示準備、来館者対応など
- ・日 時 2028年3月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）

- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 400 人
- ・支出見込額 4,000 円

## ②伝統的な年中行事の企画・運営に関する事業

### ア こども祭り（端午の節句）に関する事業

- ・内 容 五月人形展示、こいのぼり展示、折り紙工作、昔遊び、演奏会
- ・日 時 2027 年 5 月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 500 人
- ・支出見込額 32,000 円

### イ七夕祭りに関する事業

- ・内 容 七夕飾り展示、短冊飾り、昔遊び、折り紙工作、演奏
- ・日 時 2027 年 7 月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 400 人
- ・支出見込額 33,000 円

### ウ 秋祭りに関する事業

- ・内 容 秋に関する展示、スタンプラリー、昔遊び、折り紙工作、演奏会
- ・日 時 2027 年 10 月中旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 400 人
- ・支出見込額 35,000 円

### エ 体験餅つき大会に関する事業

- ・内 容 正月飾りの展示、餅つき体験、昔遊び、折り紙工作、演奏会
- ・日 時 2028 年 1 月中旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～15 人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民 約 700 人
- ・支出見込額 28,000 円

### オ ひな祭りに関する事業

- ・内 容 ひな人形などの展示、昔遊び、折り紙工作、演奏会
- ・日 時 2028 年 3 月上旬
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 地域住民、特に地域の親子連れ 約 400 人
- ・支出見込額 32,000 円

## ③ 地域住民との交流促進に関する事業

- ・内 容 昔遊び体験、演奏会、地域交流イベント
- ・日 時 上記の（1）②の事業と同時に行う
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10 人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（1）②の事業と同じ
- ・支出見込額 50,000 円

#### ④ 子ども向け文化体験活動の実施に関する事業

- ・内 容 自然素材を活用した創作ワークショップ等（有料体験事業を含む）  
竹細工体験、折り紙工作、ドングリや枝を使った飾りづくり
- ・日 時 上記の（１）②の事業と同時に行う
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 2～3人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（１）②の事業と同じ
- ・支出見込額 48,000円

#### ⑤ 地域団体との連携による共同事業

- ・内 容 連合町内会等との共催イベント等
- ・日 時 上記の（１）②の事業と同時に行う
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 1～3人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（１）②の事業と同じ
- ・支出見込額 10,000円

#### （２）その他の事業

##### ① イベント時における飲食物および手作り品等の販売事業

- ・内 容 イベント時における飲食物および手作り品等の販売
- ・日 時 上記の（１）②の事業と同時に行う
- ・場 所 せせらぎ公園古民家
- ・従事者人員 5～10人（ボランティア含む）
- ・受益対象者 来園者（主に地域住民） 上記の（１）②の事業と同じ
- ・支出見込額 192,000円

### 3. 事業実施体制

（１）会議に関する事項 通常総会：年1回開催、理事会：必要に応じ開催

\*公園を活用するため、イベント実施に当たり、必要な協議を市と行います。

## 活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 せせらぎ公園古民家保存会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 事業収益			
有料体験事業収益	10,000		10,000
販売事業収益		400,000	400,000
寄附金収入	150,000		150,000
経常収益計	160,000	400,000	560,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
謝礼金	42,000	0	42,000
印刷製本費	10,000	0	10,000
旅費交通費	25,000	0	25,000
ボランティア支援費(弁当代・飲み物代等)	80,000	0	80,000
燃料費	10,000	5,000	15,000
消耗品費	58,000	0	58,000
保険料	17,000	0	17,000
販売分食材費	0	165,000	165,000
有料体験材料費	10,000	0	10,000
その他経費計	252,000	170,000	422,000
事業費計	252,000	170,000	422,000
2. 管理費	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	252,000	170,000	422,000
当期経常増減額	-92,000	230,000	138,000
経理区分振替額	230,000	-230,000	0
当期正味財産増減額	138,000	0	138,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			138,000

## 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 せせらぎ公園古民家保存会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 事業収益			
有料体験事業収益	10,000		10,000
販売事業収益		460,000	460,000
寄附金収入			
経常収益計	10,000	460,000	470,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
謝礼金	50,000	0	50,000
印刷製本費	10,000	0	10,000
旅費交通費	35,000	0	35,000
ボランティア支援費(弁当代・飲み物代等)	93,000	0	93,000
燃料費	10,000	5,000	15,000
消耗品費	63,000	0	63,000
保険料	17,000	0	17,000
販売分食材費	0	187,000	187,000
有料体験材料費	10,000	0	10,000
その他経費計	288,000	192,000	480,000
事業費計	288,000	192,000	480,000
2. 管理費	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	288,000	192,000	480,000
当期経常増減額	-278,000	268,000	-10,000
経理区分振替額	268,000	-268,000	0
当期正味財産増減額	-10,000	0	-10,000
前期繰越正味財産額			138,000
次期繰越正味財産額			128,000